

地区役員選任手順細則

2011.11.15 起案

自治会会則・第9条2項に「班長会は毎期末互選により次期地区役員の候補者を選び役員会に推薦する」ことが決められているが、以下はこの条項に関する手順の細則である。

第1条(選出範囲)

地区役員候補は、原則として直前年度の班長の中から選出され、年度末に開催される総会の承認を得て、正式に翌年度の地区役員に選任される。

第2条(選出方法)

地区役員候補は年度末に開催される班長会で「地区役員互選会」を行い選出される。

第3条(人数)

地区役員候補は各地区4名以内とする。

第4条(立候補)

地区役員互選会で班長の中に立候補希望者がある場合は、出席班長の過半数の賛成により優先的に地区役員候補に選出される。

第5条(抽選)

地区役員互選会で班長の中に立候補希望者がいない場合は、班長会の地区毎の抽選により地区役員候補者を決定する。

第6条(抽選の辞退)

翌年度地区役員として活動する事ができず、その原因について正当な理由を有する班長は地区役員互選会に先立って「抽選辞退届」を役員会宛てに提出し、役員会で認められた場合に限り、抽選参加を免除される。

第7条(辞退届のガイドライン)

班長が抽選を辞退せざるを得ない正当な理由として、下記のガイドラインを設ける：

- 1) ご夫婦の世帯構成で、そのいずれかが要介護者である。
- 2) ご夫婦の世帯構成で、そのいずれもが健康上の大きな問題を抱えている場合。
- 3) ご夫婦の世帯構成で、そのいずれもが職業上の都合により土日の自治会活動参加が不可能な場合。
- 4) 配偶者のない単身世帯で、本人が健康上の大きな問題を抱えている場合。
- 5) 配偶者のない単身世帯で、職業上の理由で土日の自治会活動が不可能な場合。
- 6) 親族に要介護者がおり、本人が主たる介護をしている場合。(但し、施設介護は除く)
- 7) 直近10年内の役員経験者は、申し出た場合には辞退することを可とする

第8条(抽選辞退届の採否)

役員会では、提出された「抽選辞退届」につき、第7条のガイドライン以外の事由も含め、

事実確認と匿名化を行った後に、その採否を役員会の基準に従った多数決にて決定する。

【以上平成 23 年 11 月 26 日役員会で修正審議し決定】

【平成 31 年 3 月 24 日役員会で修正・追記を議決】

【2020 年(令和 2 年)2 月 23 日役員会で修正を議決】